

高齢者が安心して暮らせるまちづくりをめざして

堺市高齢者 見守りネットワーク

堺市では、高齢化の進行に伴い、高齢者が安心して地域で暮らせるためにこれまでも、地域住民による見守り活動が展開されてきました。

そこで事業所の皆さまにもご協力をいただき、地域住民と事業所の皆さま、行政が相互に連携して、地域全体で高齢者を見守り、孤立予防や、日常生活における異変を早期に発見し支援につなげるしくみ「堺市高齢者見守りネットワーク」をつくっていきます。

事業所の皆さま、
登録をお願いいたします。



堺市高齢者見守りネットワークのしくみ

地域の皆さまによる見守り

ご近所づきあいの中で

隣近所 自治会
校区福祉委員会 民生委員児童委員
お元気ですか訪問
ふれあい・いきいきサロン
ボランティア活動 サークル活動
など



事業所などによる見守り

普段の仕事の中で

医療機関 金融機関
介護保険事業所 配食業者
新聞販売店 郵便局
電気・ガス・水道事業者
商店街 コンビニエンスストア
スーパーマーケット など

「気になるサイン」に気づいたら、関係機関にお電話ください。

結果として何もなければそれにこしたことはありません。

●各地域包括支援センター

●各区基幹型包括支援センター

●各区役所地域福祉課

緊急の場合は
消防署・警察署へ

気になるサイン — 孤立死の予防、認知症・虐待の早期発見 —

- 定期的に来ていた人が最近来なくなった
- 配達したもの（新聞、弁当、牛乳など）を取り込んでいない
- 同じことを言ったり聞いたりする
- 時間や場所の感覚が不確かになった
- 大切な物を何度もなくす（通帳、印鑑、保険証など）
- 少額の買物でもいつも紙幣で払う
- 季節に合わない服装をしている
- 道に迷ったり、深夜に出歩いたりしている
- 最近、近所の人やお店とのトラブルが増えた
- 毎日のようにどなり声が聞こえる

事業所の皆さまにおこなっていただくこと

日常業務の中で「さりげない見守り、声かけ」をお願いします。その中で「気になるサイン」に気づいた時には、高齢者の名前や連絡先がわからなくても時間、場所、状況を「見たまま聞いたまま」を地域包括支援センターなどの関係機関にご連絡ください。

連絡を受けた地域包括支援センターなどの関係機関は、訪問などで状況を確認し、本人や家族が必要な介護サービスや制度、医療につなげ支援していきます。

また、本人やご家族に関係機関の連絡先をご紹介いただいても結構です。

なお、承諾なしに情報元を本人や家族に伝えることはありません。

※個人情報の取扱いについては裏面をご覧ください。

事例紹介

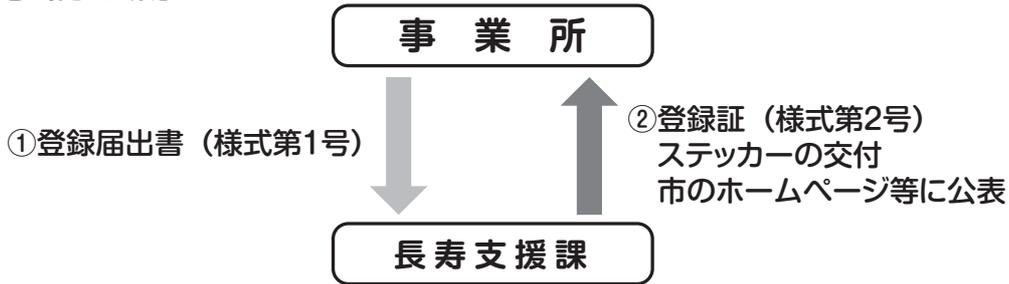
事例 1. 新聞販売所の事業所からの連絡

「新聞を配達に行くとポストに新聞がたまっています。配達中止の連絡はありませんでした。」
介護保険サービス利用者であることが市の記録から判明したため、担当のケアマネジャーに問い合わせたところ、入院したことがわかりました。

事例 2. 金融機関からの連絡

「よく来店される高齢者ですが、見慣れない人と一緒にATMを操作して出金しています。」
地域包括支援センター職員が訪問すると判断力が低下し、高額商品を沢山買わされていました。
消費生活センターに連絡するとともに、認知症専門医に診察してもらい成年後見の申立てをしました。

◎登録手続の流れ



①登録の届出

堺市高齢者見守りネットワークの趣旨に賛同していただける事業所は、「堺市高齢者見守りネットワーク登録届出書」（様式第1号）を長寿支援課に提出してください。

②登録証・ステッカーの交付

堺高齢者見守りネット登録届出書を提出された事業所には「堺市高齢者見守りネットワーク登録証」（様式第2号）と「ステッカー」13.5cm×13.5cmを交付します。店舗など、皆さまの分かりやすい場所に貼ってください。また、了承いただける場合は、事業所の名称等を市のホームページ等へ公表します。



◎登録の変更・辞退について

登録変更届 登録事業所は、住所等登録内容に変更を生じたときは、「堺市高齢者見守りネットワーク登録変更届」（様式第3号）を長寿支援課に提出してください。

登録辞退届 登録事業所が登録を辞退したい場合は、「堺市高齢者見守りネットワーク辞退届」（様式第4号）と「堺市高齢者見守りネットワーク登録証」（登録の届出の際に交付したもの）を長寿支援課に提出してください。

認知症等で行方不明になった高齢者を地域の協力を得て早期に発見する取組

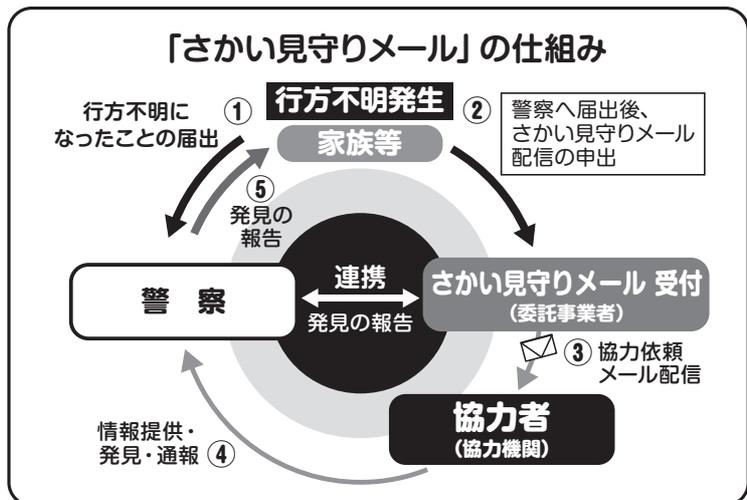
✉ さかい見守りメール

《堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業》

認知症等の高齢者が行方不明になった場合に早期発見するためのものです。

事前に登録された方が行方不明になった際に、電子メールなどにより、情報を協力機関へ提供します。

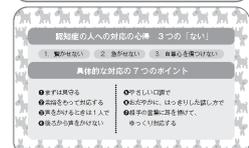
堺市高齢者見守りネットワークに登録する際、さかい見守りメールの協力機関としての登録もできます。



登録事業所の皆さまへ

出前講座「認知症サポーター養成講座」を行っています。

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）の輪を広げるための出前講座を行っています。講座内容は、認知症の正しい理解、早期発見、予防、認知症の人との接し方等です。講座を受講された方には「認知症サポーターカード」をお渡しします。



◎問合せ・申込み窓口 堺市社会福祉協議会 包括支援センター統括課 電話 072-238-3636

○個人情報保護法

第三者への個人情報の提供は、「個人情報取り扱い事業所はあらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」(法23条)として、原則的に本人の同意が必要と定められています。

しかし、次の場合は例外的に本人の同意を得ないで第三者へ個人情報を提供することができますとしています。

1. 法令に基づく場合(法23条第1項第1号)
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法23条第1項第2号)
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき(法23条第1項第3号)
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法23条第1項第4号)

○地域包括支援センターとは(高齢者総合相談窓口)

保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士などの専門的なスタッフを配置し、地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支援します。

お近くの地域包括支援センターまで気軽にご相談ください。

堺市ホームページに地域包括支援センターについて詳しく掲載しています。



地域包括支援センター・基幹型包括支援センター・地域福祉課 一覧

窓口開設時間：月～金曜日 9:00～17:30(土・日・祝日・年末年始を除く) ※地域包括支援センターは休日も開設している窓口もあります。

名称	担当区域(小学校区)	電話	名称	担当区域(小学校区)	電話
堺第1地域包括支援センター	三宝・錦西・市・英彰	222-8082	南第1地域包括支援センター	美木多(鶴谷台含む)・赤坂台・新檜尾台・城山台	295-1555
堺第2 //	錦・錦綾・浅香山・三国丘	229-9240	南第2 //	福泉中央・桃山台・原山ひかり・庭代台・御池台	290-7030
堺第3 //	熊野・少林寺・安井・榎	223-1500	南第3 //	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台	289-8085
堺第4 //	神石・新湊・大仙・大仙西	275-8586	南第4 //	三原台・はるみ・榎塚台・泉北高倉	291-6681
堺基幹型包括支援センター(区役所内)		228-7052	南基幹型包括支援センター(区役所内)		290-1866
堺区役所 地域福祉課		228-7477	南区役所 地域福祉課		290-1812
中第1地域包括支援センター	八田荘・八田荘西・深井・深井西	276-0800	北第1地域包括支援センター	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東	240-0120
中第2 //	東百舌鳥・宮園・東深井・土師	234-6500	北第2 //	東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東	252-0110
中第3 //	久世・福田・深阪・東陶器・西陶器	234-2006	北第3 //	大泉・金岡・金岡南・北八下	257-1515
中基幹型包括支援センター(区役所内)		270-8268	北第4 //	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥	276-3838
中区役所 地域福祉課		270-8195	北基幹型包括支援センター(区役所内)		258-6886
東第1地域包括支援センター	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺	240-0018	北区役所 地域福祉課		258-6771
東第1地域相談窓口		286-2828	美原第1地域包括支援センター	美原区全域	369-3070
東第2 //	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田	237-0111	美原基幹型包括支援センター(区役所内)		361-1950
東基幹型包括支援センター(区役所内)		287-8730	美原区役所 地域福祉課		363-9316
東区役所 地域福祉課		287-8112	お問い合わせ 堺市健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 電話：072-228-8347 FAX：072-228-8918		
西第1地域包括支援センター	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和	268-5056			
西第2 //	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東	271-0048			
西第3 //	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝	260-5022			
西基幹型包括支援センター(区役所内)		275-0009			
西区役所 地域福祉課		275-1918			